

介護保険・高齢者サービス編

保健・福祉ガイドブック



2024

 石狩市

目次

1. 各種相談について	
■相談について……………	1
2. 介護保険について	
■介護保険には40歳以上の方が加入します……	3
■介護保険料……………	4
■実際に介護や支援が必要になったら……………	6
■状態に応じたサービス……………	7
■介護サービスの種類……………	8
■介護予防について……………	10
■低所得者の負担を軽減するために……………	11
3. 高齢者福祉サービスについて	
■在宅福祉サービスについて……………	14
■生きがい施設について……………	16
■給付について……………	17
■その他……………	17

1. 各種相談について

■相談について

地域包括支援センター

高齢者やその家族の介護・福祉等に関する悩み相談、高齢者虐待、成年後見制度、介護予防に関する業務を行います。（開庁時間：午前8時45分～午後5時15分）

- 石狩市南地域包括支援センター 電 話：0133-73-2221
石狩市花川南7条4丁目376番地1 花びりか1F
（担当地区：花川南2条1丁目、花川南3条1～2丁目、花川南4条1～3丁目、花川南5～10条、樽川全域）
- 石狩市花川中央地域包括支援センター 電 話：0133-77-6371
石狩市花川北3条3丁目13番地1 ココロホーム石狩病院前1F
（担当地区：花川、花川北1～3条、花川南1条、花川南2条2～6丁目、花川南3条3～5丁目、花川南4条4～6丁目、あさひ町内会に属する花川東、花川南第4町内会に属する花畔）
- 石狩市北地域包括支援センター 電 話：0133-75-6100
石狩市花川北6条1丁目41番地1 りんくる1階 （担当地区：上記以外の石狩地区）
- 石狩市厚田地域包括支援センター 電 話：0133-78-1030
石狩市厚田区厚田45番地 厚田保健センター内 （担当地区：厚田区）
- 石狩市浜益地域包括支援センター 電 話：0133-79-5111
石狩市浜益区浜益2番地3 浜益支所内 （担当地区：浜益区）

介護サービス相談員

介護保険施設や高齢者向けの住宅等を訪問し、介護サービスに関する不安や不満などの相談に応じ、サービス提供者や行政へ橋渡しをして問題の改善、解決に向けた手助けをします。

- 介護サービス相談員（高齢者支援課内）電 話：0133-75-6677

高齢者や障がい者の方の金銭管理等についてのご相談をお受けし、必要に応じて以下の事業・制度をご紹介します。

●日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用手続きや、生活費の管理が一人では難しい場合に「生活支援員」が訪問して日常生活の心配事、困りごとの相談を受けながら、福祉サービスを利用する手続きのお手伝いや生活費の管理のお手伝いをします。

●生活あんしんサポート事業

グループホームやサービス付き高齢者住宅などにお住いの方に対して、日常生活自立支援事業の内容と同等のお手伝いをします。

●成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。本人に代わり、財産管理や福祉サービス・施設等の契約をしたり、本人に不利益な契約を取り消すことができます。

●おひとり暮らし等安心登録サービス事業

急な病気や事故等で意思表示ができなくなった時や、安否確認ができなくなった時に備え、元気なうちに緊急連絡先や終活情報等を登録していただき、情報の活用及び開示を行う事業です。独居等高齢者の生活や尊厳を遵守し、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにすることを目的としています。

成年後見制度利用支援事業

地域包括ケア課 0133-77-7535

障がい福祉課 0133-72-3194

(厚田) 0133-78-1030

(浜益) 0133-79-5111

認知症や障がいなどで判断能力が不十分になった際に、契約行為、財産管理等の支援を受けるために家庭裁判所に「法定後見人」等開始の審判の申立手続を市が行ったり、第三者への報酬費用が支払えない場合に報酬を助成する事業です。

2. 介護保険について

■ 介護保険には40歳以上の人が入ります

65歳以上の方は、第1号被保険者です

高齢者支援課 0133-72-6121

(厚田) 0133-78-1033

(浜益) 0133-79-2112

原因を問わず、入浴、排泄、食事、身支度など日常生活をおくるために介護や支援が必要になったときは、介護サービスが受けられます。

・ 保険料の納め方

介護保険料、医療保険料それぞれ別々に納めます。

介護保険料は、年額18万円以上の年金を受けている人は原則年金から天引きされ、それ以外の方は市へ個別納付となります。

40歳以上64歳までの方は、第2号被保険者です

初老期の認知症、脳血管疾患など老化に伴う病気など（特定疾病※）によって、日常生活をおくるために介護や支援が必要になったときは、介護サービスが受けられます。

・ 保険料の納め方

介護保険料、医療保険料を一括で納めます。

【国民健康保険の加入者の場合】

保険料は世帯ごとに、世帯主が納めます。

【社会保険（健保組合など）の加入者の場合】

職場の医療保険の保険料とあわせて納めます。

※ 特定疾病

- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| ①初老期における認知症 | ⑨慢性閉塞性肺疾患 |
| ②脳血管疾患 | ⑩両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
| ③筋萎縮性側索硬化症 | ⑪関節リウマチ |
| ④進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 | ⑫後縦靭帯骨化症 |
| ⑤脊髄小脳変性症 | ⑬脊柱管狭窄症 |
| ⑥多系統萎縮症 | ⑭骨折を伴う骨粗しょう症 |
| ⑦糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症 | ⑮早老症 |
| 糖尿病性神経障がい | ⑯がん末期 |
| ⑧閉塞性動脈硬化症 | |

■ 介護保険料

高齢者支援課 0133-72-6121

介護保険は、半分が公費、半分が40歳以上の方の保険料でまかなわれています。年齢により、納め方が異なります。

■ 第2号被保険者（40歳以上65歳未満）

各医療保険制度により異なりますが、給与等から徴収されます。（国民健康保険に加入している方は、国民健康保険税の一部として世帯主が納めます。）

■ 第1号被保険者（65歳以上）

介護サービスに必要な費用などから算定された基準額をもとに、所得に応じて保険料が決まります。年度の途中で転入（転入月から）又は65歳になられた方（65歳の誕生日の前日が属する月から）は、年間保険料を月割した金額となります。

段階	年間保険料	対象者	
第1段階	基準額×0.285※ 18,120円	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、又は、世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	
第2段階	基準額×0.485※ 30,840円	世帯全員が市民税非課税で、	本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の方
第3段階	基準額×0.685※ 43,560円		本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える方
第4段階	基準額×0.9 57,240円	本人が市民税非課税で、	前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下で、世帯の中に市民税課税者がいる方
第5段階	基準額 63,600円		前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え、世帯の中に市民税課税者がいる方
第6段階	基準額×1.2 76,320円	本人が市民税課税で、	前年の合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	基準額×1.3 82,680円		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方
第8段階	基準額×1.5 95,400円		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方
第9段階	基準額×1.7 108,120円		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方
第10段階	基準額×1.9 120,840円		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方
第11段階	基準額×2.1 133,560円		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方
第12段階	基準額×2.3 146,280円		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方
第13段階	基準額×2.4 152,640円	前年の合計所得金額が720万円以上の方	

※低所得者の保険料負担軽減として、第1段階は0.455から、第2段階は0.685から、第3段階は0.69から、それぞれ0.17、0.2、0.005引き下げています。

■第1号被保険者の保険料の納め方

① 特別徴収（年金が年間18万円以上の人）

年金（年6回偶数月）からあらかじめ差し引かれます。

※前年度から特別徴収で納めている方は、4、6、8月は前年度の2月と同額を納めていただき（仮徴収）、10、12、2月は確定した年間保険料から仮徴収分を引いた額を納めていただきます（本徴収）。

※年金が18万円以上の人でも、一時的に納付書で納めることがあります。

年度途中で65歳になられた方、又は転入された方等は、特別徴収に切り替わるまで一時的に納付書で納めます。

② 普通徴収（年金が年間18万円未満の人）

市から送付される納付書又は口座振替により、月毎に納めます。

災害等で保険料や利用料の支払いが
困難なときは

高齢者支援課 0133-72-6121
(厚田) 0133-78-1033
(浜益) 0133-79-2112

火災などの災害や急激な収入の減少等の理由により、保険料や利用料の支払いが困難なときは、減免または徴収猶予される場合があります。

お早めに相談してください。

- ・ 災害により損害を受けた場合
- ・ 死亡、または障がい若しくは長期入院で収入が減少した場合
- ・ 失業等で収入が減少した場合
- ・ 冷害、干ばつ等で収入が減少した場合

介護保険料の独自減免

高齢者支援課 0133-72-6121
(厚田) 0133-78-1033
(浜益) 0133-79-2112

市では、保険料の負担が困難な方（生活保護受給者を除く）を対象に、一定の基準を設け、申請に基づき介護保険料の減免を実施しています。減免の基準・減免の割合等の詳細については、お問い合わせください。

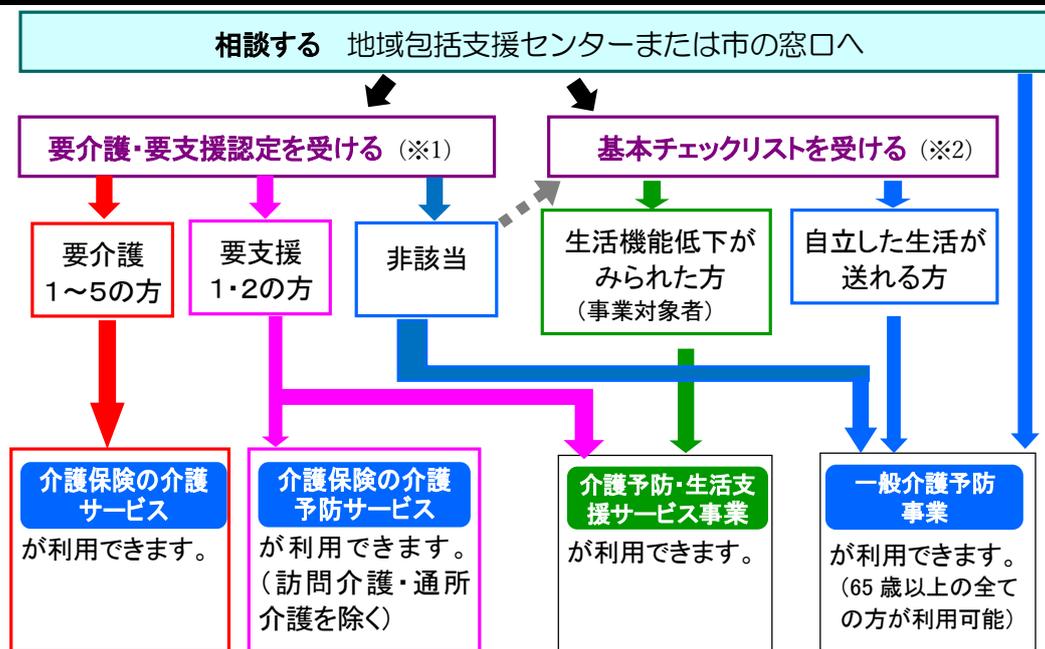
■実際に介護や支援が必要になったら

要介護認定、基本チェックリストを受けて介護サービスを利用する

高齢者支援課 0133-72-7017

(厚田) 0133-78-1033

(浜益) 0133-79-2112



①申請について

介護サービスが必要な時には、まずは地域包括支援センター、市の窓口にご相談ください。

要介護・要支援認定を受ける場合は、本人や家族がりんくる・厚田保健センター・浜益支所に直接来て申請する方法と、事業者に代行してもらう方法の2通りがあります。被保険者証（40歳以上64歳までの人は医療保険者証）をお持ち下さい。介護認定の場合にはかかりつけ医等に意見書を作成してもらいます。（市から作成を依頼）

基本チェックリストを受ける場合は、原則として本人に窓口に来ていただきます。

②要介護・要支援認定を受ける場合 (※1)

調査員が訪問し、本人の心身の状態について全国共通の調査票により調査し、その結果と医師の意見書をもとに介護認定審査会で介護や支援を必要とするかどうかを判定し、市が認定します。

③基本チェックリストを受ける場合 (※2)

25項目の簡単な質問に答えることで、生活機能をチェックすることができ、「事業対象者」と判定されると介護予防・生活支援サービス事業（ホームヘルプ、デイサービス）を利用することができます。

④ケアプラン

本人と家族の希望をいれて、介護支援専門員がいろいろなサービスを組み合わせ、結果に応じて定められた支給限度額の範囲内で、ケアプランをつくります。要介護1～5の方については、居宅介護支援事業者にケアプラン作成を依頼し、要支援1・2の方については、地域包括支援センター、または介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者に依頼します。事業対象者の方については、地域包括支援センターにケアプラン作成を依頼します。

- ・石狩市南地域包括支援センター 電話0133-73-2221
- ・石狩市花川中央地域包括支援センター 電話0133-77-6371
- ・石狩市北地域包括支援センター 電話0133-75-6100
- ・石狩市厚田地域包括支援センター 電話0133-78-1030
- ・石狩市浜益地域包括支援センター 電話0133-79-5111

⑤サービス提供

ケアプランに基づき、在宅サービスや施設入所での施設サービスなどを利用することができます。

■状態に応じたサービス

要支援、要介護認定等を受けると、状態に応じたサービスが受けられます。

介護（予防）サービス

高齢者支援課 0133-72-6121
 (厚田) 0133-78-1033
 (浜益) 0133-79-2112

状態のめやす	要介護度	おもな居宅サービスの支給限度額（月額）	利用できるサービス
介護保険の対象者だが、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人など	要支援1	50,320円	介護予防サービス（予防給付）を利用できます
	要支援2	105,310円	地域包括支援センターが中心となって介護予防ケアプランを作成するなど、住みなれた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。
介護保険のサービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人など	要介護1	167,650円	介護サービス（介護給付）を利用できます
	要介護2	197,050円	居宅介護支援事業所などに依頼して利用するサービスを具体的に盛り込んだケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。
	要介護3	270,480円	
	要介護4	309,380円	
	要介護5	362,170円	

※利用者は、所得に応じてサービスにかかった費用の1割（一定以上の所得の方は2割又は3割）を自己負担します。

※居宅サービスは組み合わせて利用できます。

※施設サービスは要介護1～5の人が利用できます。ただし、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、原則要介護3～5の人となります。

※介護サービスの種類については、8～9ページを参照してください。

介護予防・生活支援サービス事業

高齢者支援課 0133-72-6121
 (厚田) 0133-78-1033
 (浜益) 0133-79-2112

要支援1・2や基本チェックリストにより事業対象者となった方は、次のサービスを受けられます。（介護予防・日常生活支援総合事業）

・訪問型サービス（ホームヘルプ）

調理、洗濯などの生活援助等（介護予防訪問介護と同等）のサービスなど

・通所型サービス（デイサービス）

デイサービス事業所での生活支援や機能訓練等（介護予防通所介護と同等）のサービスなど

■介護サービスの種類

市内で受けることのできるサービス等の種類です。利用者は、原則としてかかった費用の1割（一定以上の所得の方は2割又は3割）を自己負担します。

介護サービスを行う事業所については、石狩市ホームページに一覧がありますので、そちらをご覧ください。

居宅サービス

高齢者支援課 0133-72-6121

(厚田) 0133-78-1033

(浜益) 0133-79-2112

- ・ **訪問介護（ホームヘルプサービス）**
ホームヘルパーが家庭を訪問して、家事などの身の回りの世話や身体介護を行います。
- ・ **訪問入浴介護**
浴槽を積んだ入浴車等で家庭を訪問して、入浴の介護を行います。
- ・ **訪問看護**
看護師等が家庭を訪問し、看護や療養上の世話（機能訓練等）を行います。
- ・ **訪問リハビリテーション**
理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、機能訓練等（リハビリテーション）を行います。
- ・ **居宅療養管理指導**
医師や歯科医師、薬剤師などが通院が困難な者の家庭を定期的に訪問し、療養上の管理・指導を行います。
- ・ **通所リハビリテーション（デイケア）**
介護老人保健施設や病院などで、機能訓練などのサービスを日帰りで受けられます。
- ・ **通所介護（デイサービス・日帰り介護）**
デイサービスセンターにおいて、入浴、食事の提供、機能訓練などのサービスを日帰りで受けられます。
- ・ **短期入所生活介護（ショートステイ）**
特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。
- ・ **短期入所療養介護（ショートステイ）**
介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、医学的な管理のもとで看護や機能訓練、日常生活の介護などが受けられます。
- ・ **特定施設入居者生活介護**
有料老人ホームなどで介護サービス、機能訓練等が受けられます。
- ・ **福祉用具の貸与**
身体の状態によって、車いすや特殊寝台など福祉用具の貸与が受けられます。
- ・ **特定福祉用具販売（福祉用具の購入費の支給）**
排泄や入浴に使われる用具の購入費が支給されます。（事前に指定された事業所で購入した場合に限ります）
- ・ **住宅改修費の支給**
家庭での手すりの取り付けや段差の解消など、小規模な改修費用が支給されます。（事前に申請が必要です）

- ・ **認知症対応型共同生活介護（グループホーム）**
認知症のため介護を必要とする高齢者が、共同生活を営む住居（グループホーム）において介護を受けられます。（要支援2以上）
- ・ **認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）**
認知症のため介護を必要とする高齢者がデイサービスセンターやグループホームにおいて、入浴、食事の提供などのサービスを日帰りで受けられます。（要支援1以上）
- ・ **小規模多機能型居宅介護**
通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問介護や宿泊を組み合わせたサービスを受けられます。（要支援1以上）
- ・ **地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模な特別養護老人ホーム）**
定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームにおいて、食事・入浴・機能訓練などのサービスが受けられます。（新規は原則要介護3以上）
- ・ **定期巡回・随時対応型訪問介護看護**
定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を、24時間いつでも受けられます。（要介護1以上）
- ・ **地域密着型通所介護（小規模な通所介護事業所）**
定員が18人以下の小規模な通所介護事業所において、入浴、食事の提供などのサービスを日帰りで受けられます。（要介護1以上、または総合事業を利用の方）
- ・ **看護小規模多機能型居宅介護**
通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問介護、訪問看護、宿泊を組み合わせたサービスを受けられます。（要介護1以上）

- ・ **介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）**
自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排泄などの介護や療養上の世話が受けられます。（新規入所は原則要介護3以上）
- ・ **介護老人保健施設**
医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。（要介護1以上）
- ・ **介護医療院**
長期療養が必要な人（要介護1以上）が、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練等並びに日常生活上の世話を受けられます。

■介護予防について

高齢者の方々が、介護サービスを受けずに、できるだけお元気で過ごしていただくために「一般介護予防事業」を行っています。(介護予防・日常生活支援総合事業)

介護予防教室

地域包括ケア課 0133-77-7535
(厚田) 0133-78-1033
(浜益) 0133-79-2112

閉じこもりがちな方のために。

- 【おげんき塾(石狩)】 4会場で開催。
- 【いきいきリハビリ(厚田)】 みなくる、厚田保健センターなどで開催。
- 【リハビリ教室(浜益)】 浜益支所、きらりなどで開催。
- 【認知症予防教室(厚田・浜益)】 厚田保健センター、浜益支所で開催。

運動機能向上教室

地域包括ケア課 0133-77-7535
(厚田) 0133-78-1033
(浜益) 0133-79-2112

筋力や体力の向上や日常生活動作の維持・改善のために。

- 【らくらく運動教室(石狩)】 3会場で開催。
- 【パワーリハビリテーション(石狩)】 りんくるで開催。
- 【太極拳教室(石狩)】 りんくるで開催(1コース10回、年2コース)。
- 【転倒予防教室(厚田・浜益)】 厚田保健センター、浜益各会館で開催。
- 【はつらつ運動教室(浜益)】 きらりで開催。

口腔機能向上教室

地域包括ケア課 0133-77-7535

お口の健康を保つことは食生活だけでなく、風邪や肺炎の予防にもつながります。この教室では、お口の中を清潔に保つための指導などを行います。

- 【お口の健康教室(石狩)】 りんくるで開催。

訪問指導

地域包括ケア課 0133-77-7535
(厚田) 0133-78-1033
(浜益) 0133-79-2112

保健師、理学療法士、作業療法士、栄養士、歯科衛生士、社会福祉士が健康上の相談や福祉サービスの利用等についての相談を受け、訪問指導等を実施します。

■低所得者の負担を軽減するために

介護保険制度では、サービスを利用するときには利用料の1割（一定以上の所得の方は2割又は3割）を負担することになっていますが、収入の少ない方が介護サービスを利用しやすいように、いろいろな支援対策が行われています。

高額介護サービス費の上限額や食費の自己負担額を低く設定して利用料の負担を少なくしているほか、社会福祉法人等による利用者負担の軽減等を行っています。

利用料の軽減

高齢者支援課 0133-72-6121

(厚田) 0133-78-1033

(浜益) 0133-79-2112

社会福祉法人等により提供されるサービスの利用者のうち、とくに生計が困難な方や生活保護受給者に対して、その利用料を軽減します。（ただし、生活保護受給者については個室の居住費（滞在費）の全額についてのみ軽減されません。）

・社会福祉法人等により提供されるサービス

特別養護老人ホーム・デイサービス（地域密着型デイ含む）・ショートステイ・ホームヘルプサービス・小規模多機能型居宅介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

※確認証が必要となりますので、市に申請してください。

居住費や食費の自己負担額

高齢者支援課 0133-72-6121

(厚田) 0133-78-1033

(浜益) 0133-79-2112

介護保険施設入所者に対して居住費（滞在費）や食費の自己負担については、次のように低い金額が設定されています。

認定証が必要となりますので、市に申請してください。

なお、第2号被保険者の場合の資産要件は、段階にかかわらず、一律単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下となります。

利用者負担段階		所得要件	資産要件
第1段階		本人及び世帯※全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者または生活保護受給者	なし
第2段階		本人及び世帯※全員が市民税非課税で、年金収入金額＋合計所得金額が80万円以下	預貯金等が単身で650万円（夫婦で1,650万円）以下
第3段階	第3段階①	本人及び世帯※全員が市民税非課税で、年金収入金額＋合計所得金額が80万円超120万円以下	預貯金等が単身で550万円（夫婦で1,550万円）以下
	第3段階②	本人及び世帯※全員が市民税非課税で、年金収入金額＋合計所得金額が120万円超	預貯金等が単身で500万円（夫婦で1,500万円）以下
第4段階		上記以外の方	

※世帯：世帯を分離している配偶者又は内縁関係の者を含みます。

○食費

利用者負担段階		特養・老健・介護医療院	短期入所（ショートステイ）
第1段階		300円	300円
第2段階		390円	600円
第3段階	第3段階①	650円	1,000円
	第3段階②	1,360円	1,300円
第4段階		施設と利用者の中で契約により決められます	

○居住費（滞在費）※令和6年8月から居住費（滞在費）の負担限度額が変わります。【 】内が令和6年8月からの金額です。

利用者負担段階		居住費（滞在費）			
		ユニット型個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階		820円【880円】	490円【550円】	490円【550円】 (320円)【(380円)】	0円
第2段階		820円【880円】	490円【550円】	490円【550円】 (420円)【(480円)】	370円 【430円】
第3段階	第3段階①	1,310円【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円【1,370円】 (820円)【(880円)】	370円 【430円】
	第3段階②	1,310円【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円【1,370円】 (820円)【(880円)】	370円 【430円】
第4段階		施設と利用者の中で契約により決められます			

※（ ）内数値は特養・短期入所（ショートステイ）利用時の金額

高額介護サービス費の上限額	高齢者支援課 0133-72-6121
	(厚田) 0133-78-1033
	(浜益) 0133-79-2112

世帯ごとの利用者負担の1ヶ月の上限額については、次のように段階別に負担を軽くするような配慮がなされています。限度額を超えたときは、申請に基づき超えた額が高額介護サービス費として支給されます。限度額（月額）は次のとおりです。

- ① ・本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、または生活保護費の受給者
 - ・本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人
 - ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合
15,000円
- ② 市民税世帯非課税（①以外） 24,600円
- ③ 一般世帯 44,400円
- ④ 課税所得145万円（年収約383万円）以上
同380万円（同約770万円）未満の世帯 44,400円
- ⑤ 課税所得380万円（年収約770万円）以上
同690万円（同約1,160万円）未満の世帯 93,000円
- ⑥ 課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の世帯 140,100円

同じ世帯の被保険者において、1年間（8月～翌年7月）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、申請により超えた額が支給されます。限度額は次のとおりです。

① 70歳未満の人

所得区分	自己負担限度額
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	60万円
住民税非課税世帯	34万円

② 70～74歳の人または後期高齢者医療被保険者の世帯

所得区分			自己負担限度額
現役並み所得者	Ⅲ	住民税の課税所得 690万円以上	212万円
	Ⅱ	住民税の課税所得 380万円以上 690万円未満	141万円
	Ⅰ	住民税の課税所得 145万円以上 380万円未満	67万円
一般(現役並み所得者及び低所得者以外の方)			56万円
低所得者Ⅱ(住民税非課税世帯で低所得者Ⅰに該当しない方)			31万円
低所得者Ⅰ(住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円または老齢福祉年金を受給している方)			19万円

低所得者Ⅰで介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。

※例年3月以降に、支給対象となる方へ勧奨通知を行います。

3. 高齢者福祉サービスについて

■在宅福祉サービスについて

寝たきり高齢者等ふとん クリーニングサービス

高齢者支援課 0133-72-7014
(厚田) 0133-78-1033
(浜益) 0133-79-2112

高齢者などの寝具（掛・敷ふとんなど）を洗濯、乾燥、消毒します。
対象者は、寝たきりである、65歳以上の高齢者または6歳以上の重度身体（知的）障がい者の方。
利用回数は、申請月に応じて最大2回まで、1回の利用につき、500円の自己負担があります。

寝たきり高齢者等紙おむつ給付 サービス

高齢者支援課 0133-72-7014
(厚田) 0133-78-1033
(浜益) 0133-79-2112

常時紙おむつを使用する高齢者などに対し、紙おむつを2か月に1回ご自宅まで配達します。1回の給付枚数には上限があります。（自己負担なし）

対象者は、①、②、③のいずれかに該当する方。

- ① 65歳以上で要介護認定に係る調査結果等において寝たきり度がB以上で、排泄において一部または全介助を必要であると認められる方
- ② 40歳以上であって要介護認定に係る調査結果等における認知症高齢者の日常生活自立度が3a以上で、排泄において一部または全介助を必要であると認められる方
- ③ 身体障害者手帳1・2級または療育手帳がA判定で、寝たきり状態の3歳以上の方

寝たきり高齢者等理容サービス

高齢者支援課 0133-72-7014
(厚田) 0133-78-1033
(浜益) 0133-79-2112

理容師が自宅を訪問し、散髪・顔剃りを行います。
対象者は、寝たきりである、65歳以上の高齢者または重度身体障がい者の方。
利用回数は、申請月に応じて最大3回まで、1回の利用につき、1,500円（散髪のみの場合）の自己負担があります。

寝たきり高齢者等外出支援サービス

高齢者支援課 0133-72-7014
(厚田) 0133-78-1033
(浜益) 0133-79-2112

車いすリフト付き車輛またはストレッチャー付き車輛でしか移動ができない高齢者の外出を支援します。

対象者は、寝たきりである、65歳以上の要介護4または要介護5の方。
このサービスは、市内病院の通院・入退院、市が主催する事業へ参加するときに利用できます。利用回数は、申請月に応じて最大24回まで（片道で1回）、運賃1割の自己負担があります。

配食サービス

高齢者支援課 0133-72-7014
(厚田) 0133-78-1033
(浜益) 0133-79-2112

自宅に訪問して夕食を手渡し、対話を通して安否の確認をします。
対象者は、食事を作ることが困難である、65歳以上の高齢者または重度障がい者の方等。配達は、月曜から金曜日までの平日のみ。
1食あたり400円の自己負担があります。

見つけて君(くん)サービス

地域包括ケア課 0133-77-7535
(厚田) 0133-78-1033
(浜益) 0133-79-2112

認知症の方が徘徊し行方不明になったときに、現在地を検索するための小型発信機を貸与します。
対象者は、徘徊の可能性がある65歳以上の認知症の方または40歳以上の初老期認知症の方。
利用するにあたり、基本使用料等の自己負担があります。

緊急通報サービス

高齢者支援課 0133-72-7014
(厚田) 0133-78-1033
(浜益) 0133-79-2112

ひとり暮らしの精神的不安を解消するために、緊急通報装置を取り付け、受信センターが急病や事故などの緊急事態に対応する他、24時間相談に応じます。
対象者は、70歳以上でひとり暮らしの高齢者や、重度身体障がい者の方等。
市民税課税世帯に限り、年度につき3,000円の自己負担があります。

除雪サービス

高齢者支援課 0133-72-7014
(厚田) 0133-78-1033
(浜益) 0133-79-2112

冬期間の生活路を確保するために、玄関先から公道までの除雪をします。(車庫前等、玄関先から公道以外は対象外)
対象は下記の①、②のいずれかに該当する方のみで、近親者等が300m以内に居住していない世帯。
① 70歳以上で、介護認定で要支援1以上の認定を受けている方
② 重度(1級・2級)の身体障がい者の方
※市民税課税世帯に限り、1シーズンにつき3,000円の自己負担があります。

■生きがい施設について

※新型コロナウイルス感染症による影響で休館日、営業時間等の変更の可能性があります。

高齢者生きがい福祉施設

60歳以上の方の憩いの場として、1日を過ごしていただくために、「憩の家」と「寿の家」を開設しています。

【憩の家】

名 称	住 所	電話番号
花川北憩の家	花川北6条1丁目41番地1りんくる内	0133-72-8181
厚田憩の家	厚田区厚田6番地29	0133-78-2852

開館時間：月曜日から土曜日 9：00～17：00

入 浴：月曜日から土曜日 10：00～15：00

(厚田については、木曜日の10：00～14：00のみ)

休 館 日：日曜日、国民の祝日（敬老の日を除く）、12月29日～1月3日

利 用 料：150円

【寿の家】

名 称	住 所	電話番号
横町寿の家	横町46番地	0133-62-4372

開館時間：月曜日から土曜日 9：00～17：00まで

入 浴：月・水・金曜日の11：00～15：00

講 座：陶芸教室

休 館 日：日曜日、国民の祝日（敬老の日を除く）、12月29日～1月3日

市社会福祉協議会 0133-72-8181

陶芸教室 寿窯

場 所：花川北6条1丁目41番地1（りんくる内）

60歳以上の方を対象に、陶芸を楽しんでいただく場です。

申込みは、毎年3月～4月に受け付けます。

市社会福祉協議会 0133-72-8181

寿ふれあい農園

花畔と樽川にある2か所の農地を利用し、農作物を作ることができます。

申込みは毎年3月に受け付けます。利用期間は、5月から11月まで。

対象者は、65歳以上で、菜園等を持たない方。

浜益保養センター（浜益温泉）

名 称	住 所	電話番号
浜益温泉	浜益区実田（みた）254番地4	0133-79-3617

営業時間：施設管理上の都合により、営業時間が変更になる場合がありますので、ご利用の際には石狩市のホームページをご確認するかお電話でお問い合わせください。

休 館 日：毎月1日（土・日・祝日は翌日、5月と8月は除く）、元日、毎週火曜日

料 金：大人（中学生以上）500円、子供（小学生）250円
70歳以上の石狩市民 250円

■給付について

在日外国人等福祉給付金

高齢者支援課 0133-72-7014
(厚田) 0133-78-1033
(浜益) 0133-79-2112

在日外国人等で、制度上公的年金の支給対象とならない高齢者に対し、在日外国人等福祉給付金を支給します。

■その他

福祉利用割引券の交付

高齢者支援課 0133-72-7014
(厚田) 0133-78-1033
(浜益) 0133-79-2112

70歳以上の高齢者または重度障がい者で、6か月以上市内に住民登録のある方に対し、社会参加の促進と健康増進を目的に福祉利用割引券を交付します。指定の交通機関や施設の利用料などの割引に利用できます。

交付時期：すでに対象となっている方は毎年4月に交付します。

新たに対象となる方は、その月に申請用紙を送付します。

石狩市徘徊・見守りSOSネットワーク

地域包括ケア課 0133-77-7535
障がい福祉課 0133-72-3194

認知症や障がいによって記憶力や判断力が低下すると、道が分からなくなり家に帰れなくなることがあります。そのような方を、地域ぐるみですみやかに発見・保護し、その後の生活を支えていくネットワークシステムです。

高齢者や障がいのある方がいなくなったことに気づいたらすぐ警察に電話を。

札幌方面北警察署

電話011-727-0110

介護マーク

地域包括ケア課 0133-77-7535
障がい福祉課 0133-72-3194
(厚田) 0133-78-1030
(浜益) 0133-79-5111

認知症の方や障がいのある方などの介護は、他の人から見ると介護していることがわかりにくいいため、介護中の公共トイレ利用や買い物などをする際に、周囲から偏見や誤解を受けることがないように、また、地域における日常的な支え合いづくりを推進するため介護マークを普及・配布します。



※このマークをつけている方は付き添い介護中です。
外出先で見かけたら、温かく見守ってください。

後期高齢者医療制度

国民健康保険課 0133-72-3125

(厚田) 0133-78-2886

(浜益) 0133-79-2112

対象となる方は75歳以上の方と65歳から74歳までの方のうち一定の障がいのある方です。

一定の障がいのある方は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

申請に必要なものについては、担当にお問い合わせください。

(75歳以上の方は、加入手続きは必要ありません。)

対象

年齢が65歳～74歳で、以下のいずれかに該当する方

- ・国民年金などの障害年金1、2級を受給している方
- ・身体障害者手帳の等級が1～3級の方
- ・身体障害者手帳の等級が4級の音声機能、言語機能、両下肢全指欠損、一下肢の下肢の1/2以上欠損、一下肢機能の著しい障がいの方
- ・精神障害者保健福祉手帳の等級が1、2級の方
- ・療育手帳A判定、または重度と判定・診断された方

医療費負担

保険適用医療費のうち、医療機関での窓口負担割合・自己負担限度額は以下のとおりです。

	負担割合	負担区分	自己負担限度額
住民税 課税 世帯	3割	現役Ⅰ～Ⅲ	限度額は所得区分によって異なります。
	2割	一般Ⅱ	外来：18,000円/月 入院等：57,600円/月
	1割	一般Ⅰ	
住民税 非課税 世帯	1割	区分Ⅱ	外来：8,000円/月 入院等：24,600円/月
		区分Ⅰ	外来：8,000円/月 入院等：15,000円/月

※負担区分が区分Ⅰ、Ⅱの方及び現役Ⅰ、Ⅱの方は申請すると減額認定証及び限度額適用認定証が交付されます。これを医療機関の窓口に表示すると高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

※マイナ保険証を利用すれば、上記の申請手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

※負担区分が区分Ⅱの方で、90日を超える入院がある場合は、食事代(標準負担額)の減額制度があります。こちらは申請が必要です。

窓口

石狩市 国民健康保険課 障がい者・高齢者医療担当
石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所1F
Tel 0133-72-3125

重度心身障害者医療費の助成

国民健康保険課 0133-72-3125

(厚田) 0133-78-2886

(浜益) 0133-79-2112

一定の障がいのある方に対し、医療費を助成します。助成を受けるには申請が必要です。

申請に必要なものについては、担当にお問い合わせください。

対象	<p>① 身体障害者手帳の等級が1・2級の方 ② 身体障害者手帳の等級が3級の内部障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能及び肝臓機能障がい）の方 ③ 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方 ④ 療育手帳A判定、または重度と判定・診断された方</p> <p>※ただし、65歳以上の方は、健康保険が後期高齢者医療保険であることが条件となります。 ※所得制限があります。</p>						
助成範囲	<p>保険適用医療費のうち、一部負担金を超えた額を助成します。</p> <table border="1" data-bbox="341 864 1466 1447"> <thead> <tr> <th colspan="2">一 部 負 担 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="341 927 475 1160">住民税 非課税 世帯等</td> <td data-bbox="475 927 1466 1160"> 初診時のみ下記金額を負担 医科580円、歯科510円、柔整・はり・きゅう270円 ただし、訪問看護基本利用料は1割負担（限度額8,000円/月） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 1160 475 1447">住民税 課税 世帯</td> <td data-bbox="475 1160 1466 1447"> 1割負担（限度額については、以下のとおり） 《外来等》（個人）18,000円/月 ・年額（8月～翌7月）上限144,000円 《入院＋外来等》（世帯）57,600円/月 ・多数該当（過去12か月に4回目以降）の場合44,400円/月 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※住民税課税世帯であっても、中学生以下の方の一部負担金は住民税非課税世帯と同じですが、訪問看護基本利用料の限度額は18,000円/月、144,000円/年（8月～翌7月）です。</p> <p>＜助成対象外となるもの＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費相当額、付加給付金相当額（国保・健康保険組合などの保険者が負担） ・健康保険の支給対象とならない費用（例：差額ベッド代・雑費（日用品代）・健康診断等） ・入院時の食事代 ・精神障がいによる受給者の入院に要した費用 	一 部 負 担 金		住民税 非課税 世帯等	初診時のみ下記金額を負担 医科580円、歯科510円、柔整・はり・きゅう270円 ただし、訪問看護基本利用料は1割負担（限度額8,000円/月）	住民税 課税 世帯	1割負担（限度額については、以下のとおり） 《外来等》（個人）18,000円/月 ・年額（8月～翌7月）上限144,000円 《入院＋外来等》（世帯）57,600円/月 ・多数該当（過去12か月に4回目以降）の場合44,400円/月
一 部 負 担 金							
住民税 非課税 世帯等	初診時のみ下記金額を負担 医科580円、歯科510円、柔整・はり・きゅう270円 ただし、訪問看護基本利用料は1割負担（限度額8,000円/月）						
住民税 課税 世帯	1割負担（限度額については、以下のとおり） 《外来等》（個人）18,000円/月 ・年額（8月～翌7月）上限144,000円 《入院＋外来等》（世帯）57,600円/月 ・多数該当（過去12か月に4回目以降）の場合44,400円/月						
窓口	<p>石狩市 国民健康保険課 障がい者・高齢者医療担当 石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所1F Tel.0133-72-3125</p>						

この「保健・福祉ガイドブック 2024」は、制度の内容等を簡単に紹介したものです。

特に記載のない限り、令和6年6月1日現在の情報ですので、法改正や年度が変わると内容や金額が変わるものがあります。

詳しいことは、それぞれの担当窓口にお問い合わせください。

石狩市福祉部